



喜多方ワーキング・ホリデーのご案内

喜多方ワーキング・ホリデーとは・・・？

もともとワーキング・ホリデー制度は、青少年が海外で相手国の文化や生活を理解するため、長期滞在とその間の滞在資金を補うための仕事を互いに認める制度です。

「喜多方ワーキング・ホリデー」は、都市住民が農業を手伝いながら、農村に滞在し、ありのままの農家生活を体験し、心身のリフレッシュや地域の暮らしへの理解を深めるものです。

1 スケジュール

【Step1】 興味のある農業体験の決定(希望がある場合)

作付け準備	種まき植付け	管 理	収 穫
肥料撒き	畝立て	消 毒	収 穫
堆肥づくり	種まき	摘 果	調 整
耕耘等	植付け	除 草	出 荷

喜多方の主な農産物 (例)
〔穀物〕 水稻 〔野菜〕 アスパラガス、トマト、きゅうり 〔果樹〕 柿

※体験内容は希望に添えない場合があります。

【Step2】 滞在期間の決定

滞在を希望する日程を2泊3日以上1週間以内の期間で設定してください。

※受入農家さんの準備もありますので申込日から2週間以上先の日程としてください。

※受入ができない場合や期間・人数等の調整をお願いする場合がありますのでご了承ください。

【Step3】 ワーキング・ホリデー参加申込 (入力フォーム、郵送、FAX、Eメールなど)

HP上の申込フォームに入力するか、「喜多方ワーキング・ホリデー参加申込書(様式1)」に必要事項を記入し裏面の事務担当までお申し込みください。

【Step4】 受入農家の紹介

具体的な日程や準備品等の調整を行い、受入農家が決定し次第、「喜多方ワーキング・ホリデー受入確認書」をお送りします。

【Step5】 受入農家と参加者の連絡調整

「喜多方ワーキング・ホリデー受入確認書」がお手元に届き、実施日が近づきましたら、受入農家へ事前連絡を行ったうえで、交通手段や準備品等の調整をしてください。

【Step6】 ワーキング・ホリデーの実施

ワーキング・ホリデーでの生活は“お客様”ではありませんので、農家の一員として生活してください。

【Step7】 アンケートの記入

今後の参考にしますのでアンケートにご協力ください。(入力フォームをお知らせします。)

2 ワーキング・ホリデーで参加者が準備するもの

- ① 農作業等のできる服装、着替え
- ② 洗面用具（歯ブラシ、タオル等）
- ③ 健康保険証
- ④ 常備薬
- ⑤ 嗜好品等

※その他、必要なものは、受入農家の方と十分に調整してください。

3 ワーキング・ホリデーの費用

「喜多方ワーキング・ホリデー」では、農作業を手伝うことで農家に労働力を提供し、その対価として農村に滞在するための費用（食事や宿泊）を提供します。

ただし、以下の費用は自己負担となります。

- ① 受入農家までの交通費
- ② 急な病気やケガ等に要した医療費
- ③ 傷害保険加入に要する費用（任意）

※農作業に慣れていない方は、思わぬ事故やケガをする恐れがありますので、国内旅行傷害保険（任意）等に加入されることをお勧めします。

4 お願い(Instagram 等の SNS を利用している方へ)

- ・ 本市 Instagram 「【公式】きたかたぐらし推進室」のフォローをお願いします。⇒
- ・ ご自身・所属団体の SNS にて、喜多方の魅力に関する情報発信をお願いします。



@kitakatagurashi

5 その他(注意事項)

- ・ 発熱等の体調不良の症状がある場合は、体験を中止（事前キャンセル）してください。
- ・ 農作業は熟練の必要があるものや危険を伴うものなど、様々な内容があり、体験できない作業もありますのでご理解ください。
- ・ 農家では、早朝の涼しい時間帯や農繁期には夜遅くまで作業をするときがあります。
- ・ 受入農家での宿泊は、お客様ではなく、家族の一員になった気持ちで指示に従ってください。
- ・ アレルギー等がある場合は、事前に申し出てください。
- ・ 疲労が激しいときは、受入農家の方に相談し、無理をしないようにしてください。
- ・ 事務局及び受入農家の指示に従わない場合や、公序良俗に反する行為又は常識を逸脱した行為を行った場合は、直ちにワーキング・ホリデーを中止する場合があります。

～不明な点や心配な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。～

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

喜多方市地域振興課きたかたぐらし推進室

Tel:0241-24-5306

fax:0241-25-7073

E-mail:chiiki@city.kitakata.fukushima.jp